

米価の下落対策を求める意見書

平成19年産米価の下落は、稲作農家の経営を直撃し、多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域経済の活力が大幅に損なわれている。

政府は、当面の需給対策として34万トンを年内に買い入れること等の米緊急対策を実施し、米価の下げ止まりに歯止めはかかっているものの、稲作農家は大幅な所得減少のまま越年することとなる。

我が国は、古来より瑞穂の国と称されるように、国土も気候も稲作栽培に向いており、米だけは食料として唯一自給が可能な作物である。しかも、水田のもつ水資源の涵養など多面的機能が大きく評価され、且つ、地球温暖化対策など環境の改善に果たす機能が見直されている。

一方、我が国の穀物等の輸入は世界に類が無く、国民の食糧は外国に依存しなければ確保できない状態である。昨今のガソリン等の大幅な値上げが示すように、資源を持たない国の結末を物語っているようである。

食料の安全保障の観点や、農村地域の産業振興に大きな陰りや、福祉・環境など多面的問題に発展しかねないことから、我が国農業の重要性を再認識するとともに、米価下落対策の充実強化のため、早急に下記事項の実施を求める。

記

(1) 19年度米価の大幅な下落に対応した、収入減少影響緩和対策の追加補てんをすべての農家を対象に実施すること。

(2) 我が国の食料確保の実態を危機的に受け止め、米の消費拡大のための国民的運動を効果的に実施すること。

(3) 米の生産費を保証し、農業の近代化を図りつつ米の米の安定的供給を確保するため、米販売における市場原理一辺倒の政策について見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月14日

宮城県東松島市議会

議長 佐藤 富夫

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
内閣官房長官
財務大臣
農林水産大臣

様